

岐阜県公報

号 外 (六) 令 和 七 年 三 月三十一日

目 次

規 則

○岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ 一

規 則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十七号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項第二号中「教育委員会事務局（教育事務所を除く。以下同じ。）」を「教育研修課及び岐阜教育事務所」に改め、「第三条」の下に「第四条ただし書、第五条第一項」を、「制限」の下に「出入口の開閉時間の変更、出入口閉鎖後の立入りの拒否」を加え、同表警察本部長の項第二号中「以下この号において「法」という。」及び「及び自動車保管場所標章交付手数料（法第六条第一項の規定により当該通知を行った場合における保管場所標章の交付に係るものに限る。）」を削り、同表警察署長の項第一号中「（以下この号において「法」という。）」及び「及び自動車保管場所標章交付手数料（法第六条第一項の規定により当該通知を行った場合における保管場所標章の交付に係るものに限る。）」を削る。

第三条の表副教育長の項第三号中「教育委員会事務局」の下に「（教育事務所を除く。）」を加える。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和七年岐阜県条例第十八号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）別表第一八の表に規定する自動車保管場所標章交付手数料の徴収に関する事務の委任については、改正後の第二条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和七年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社